

令和7年11月19日

忠岡町長 是枝綾子様

忠岡町入札監視委員会

委員長 松本淳

意見書

令和7年11月4日付忠総第58-3号「忠岡町入札監視委員会規則による入札事務に関する意見聴取について（依頼）」にて依頼のありました事項につきまして、下記の通り意見を提出します。

記

1. 職員を対象としたコンプライアンス研修について、年度1回の開催を複数回とし、また一般職のみでなく特別職についても研修の対象とすること。
2. 忠岡町における入札制度について、早期に郵便入札制度の導入を進めること。

以上

・本件意見の趣旨について

11月10日開催の令和7年度第2回入札監視委員会において、事務局より報告がなされ、町の方向性として現行の入札制度を維持する方針が示されました。なお、町としては一切の変更をしないというのではなく、適宜必要な制度補完を行い、公明正大な入札執行としていくというものでした。

令和7年3月報道の情報漏洩事件は、前町長のコンプライアンス意識の欠如が原因であるため、町で現状実施している年度に一回のコンプライアンス研修について、今後は特別職についても研修の対象とすること、また研修の回数についても年度一回に限らず、講師や研修内容を検討したうえで複数回の実施を行うべきであると考えます。

また、報告において事務局より示されました入札制度に対する制度補完について、「最低制限価格の事前公表」については大阪府下での動向、国の方向性として事後公表が推奨されていることなどを踏まえ慎重に検討すべきであり、「電子入札・郵便入札」、及び「ランダム係数」の導入については今後引き続きの調査、研究が必要と考えます。その上で導入コスト、及び導入までの期間などを考慮し、比較的早期に導入可能である郵便入札制度を早期に導入すべきであると考えます。なお、前述の通り他の制度補完についても今後継続して検討することとします。

今後の忠岡町での入札制度につきましては、上記記載の意見の内容のみにとどめず、今後継続して制度の見直しや制度補完の検討を進めることとし、本委員会からの意見とします。